

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年四月六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス久世店

所在地 真庭市久世字花蔵二九三五一一

2 届出者の氏名及び住所

(1) 氏名 藤田 清博

住所 真庭市鍋屋一〇六一七

(2) 氏名 藤田 桂吾

住所 真庭市鍋屋一〇六一七

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マルイ久世店

(変更後) ダイレックス久世店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

イ 名称 株式会社ナリス化粧品

住所 大阪市福島区海老江一丁目一一一一七

代表者の氏名 代表取締役 村岡 弘義

(変更後)

名称 ダイレックス株式会社

住所 佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇

代表者の氏名 代表取締役 大寫 秀昭

4 変更年月日

平成二十四年三月二十九日

二 届出年月日

平成二十四年三月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十四年四月六日から同年八月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課